

京都ノートルダム女子大学学生寮規程

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という）キャロライン寮（以下「学生寮」という）は、本学の学部学生及び女子大学院生（以下「学生」という）に対して、建学の精神に基づいた共同生活の場を提供することによって、自治と協同の精神を学び、また他者への思いやりの心を深めることにより人間形成に寄与することを目的とする。

(出願手続)

第2条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入寮許可)

第3条 学生の入寮は学長が許可する。

(入寮手続)

第4条 入寮を許可された学生は、所定の期日までに入寮費及び寮諸費の納入をはじめ、所定の手続きを完了しなければならない。なお、入寮費・寮諸費の額については別に定める。

2 前項の手続きを所定の期日までに完了しない学生に対しては、入寮許可を取り消すことがある。

(寮費の納入)

第5条 入寮費以外の寮諸費は、所定の年額を4月及び10月に分納することができる。

2 納入期日以後に入寮を許可された学生であっても入寮費及び寮諸費の全額を納入しなければならない。

(入寮費及び寮諸費の返還)

第6条 既に納入した入寮費及び寮諸費は原則として返還しない。ただし、入寮手続き完了後、所定の期日までに文書で入寮辞退を申し出た場合は、入寮費を除いた寮諸費を返還する。

2 寮諸費は外泊、旅行あるいは一時帰省などの自己都合によって在寮しない期間についても免除または減額しない。

(退寮及び復寮)

第7条 退寮する者は、所定の退寮手続きをしなければならない。

2 学籍を失ったとき及び休学を許可され、または停学を命ぜられたときは速やかに退寮しなければならない。

3 自己都合による年度途中の退寮は原則として認めない。ただし、やむを得ない特別の事由がある者には、学生寮委員会による面談等を経て、学長が退寮を許可する場合がある。

4 退寮期限は卒業式の翌日までとする。

5 第2項により退寮した者が、再入学及び復籍ならびに復学した場合は、寮の空室状況によって復寮が許可される場合がある。

(在寮期間)

第8条 在寮期間は、本学の修業年限内とする。

(閉寮)

第9条 大学の夏期及び年末年始の休業期間は閉寮する。ただし、閉寮期間であっても、特別の事由により入寮が必要になった者には、学長が一時的に入寮を許可する場合がある。

2 集団感染症等の特別の事由により、閉寮する場合がある。

(禁止事項)

第10条 寮内全域における以下の行為は厳重に禁止する。

- (1) 喫煙
- (2) 飲酒
- (3) 火気の使用
- (4) 動物の飼育や植物の栽培
- (5) その他、秩序を乱す行為

(退寮命令)

第11条 次の号のいずれかに該当する者は退寮を命ずるものとする。

- (1) 本規程ならびに学生寮生活細則に定められた重要な事項に違反した者。
- (2) 心身の健康上、寮生活に適応が困難であると判断された者。
- (3) 無断外泊した場合、または外泊願などの書類に故意に事実と反する記載をした者。
- (4) 本規程第10条に定める禁止事項のうち、喫煙または飲酒をした者。
- (5) 所定の期日までに寮諸費を納入しない者。

(損害の弁償)

第12条 故意または重大な過失により寮の施設、設備、備品などを破損したり紛失したりした場合は、大学に対して損害を弁償しなければならない。

(細則)

第13条 必要に応じて、別に学生寮生活細則を定める。

(平成21年12月24日制定)

附則 この規程は平成21年12月25日より施行する。なお、従来の「学生寮規則」は廃止する。

(平成23年2月23日改正)

この改正は平成23年2月24日より施行する。

(平成23年11月30日改正)

この改正は平成23年12月18日より施行する。

(平成25年1月30日改正)

この改正は平成25年1月31日より施行する。

(平成28年1月20日改正)

この改正は平成28年4月1日より施行する。